

○勤労青少年福祉法

(昭和45年5月25日)

(法律第98号)

目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 勤労青少年福祉対策基本方針等(第6条・第7条)
- 第3章 福祉の措置(第8条—第14条)
- 第4章 福祉施設(第15条—第17条)
- 第5章 雜則(第18条—第20条)

附則

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、勤労青少年の福祉に関する原理を明らかにするとともに、勤労青少年について、職業指導の充実、職業訓練の奨励、福祉施設の設置等の措置を計画的に推進し、もつて勤労青少年の福祉の増進を図ることを目的とする。

(基本的理念)

第2条 すべて勤労青少年は、心身の成長過程において勤労に従事する者であり、かつ、特に将来の産業及び社会をになう者であることにかんがみ、勤労青少年が充実した職業生活を営むとともに、有為な職業人としてすこやかに成長するよう配慮されるものとする。

第3条 勤労青少年は、勤労に従事する者としての自覚をもち、みずからすんで有為な職業人として成長するよう努めなければならない。

(関係者の責務)

第4条 事業主は、その雇用する勤労青少年の福祉を増進するよう努めなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、勤労青少年の福祉を増進するよう努めなければならない。
- 3 事業主がその雇用する勤労青少年の福祉の増進のための措置を講じ、又は国若しくは地方公共団体が勤労青少年の福祉の増進のための施策を講ずるにあたっては、事業主又は国若しくは地方公共団体は、その措置又は施策を通じて、前2条に規定する基本的理念が具現されるように配慮しなければならない。

(勤労青少年の日)

第5条 ひろく国民が勤労青少年の福祉についての関心と理解を深め、かつ、勤労青少年がみずからすんで有為な職業人としてすこやかに成長しようとする意欲をたかめるため、勤労青少年の日を設ける。

2 勤労青少年の日は、7月の第3土曜日とする。

3 国及び地方公共団体は、勤労青少年の日において、その日の趣旨にふさわしい事業が実施されるように努めなければならない。

第2章 勤労青少年福祉対策基本方針等

(勤労青少年福祉対策基本方針)

第6条 厚生労働大臣は、勤労青少年の福祉に関する施策の基本となるべき方針(以下「勤労青少年福祉対策基本方針」という。)を定めるものとする。

2 勤労青少年福祉対策基本方針に定める事項は、次のとおりとする。

一 勤労青少年の職業生活の動向に関する事項

二 勤労青少年の福祉の増進について講じようとする施策の基本となるべき事項

3 勤労青少年福祉対策基本方針は、勤労青少年の労働条件、意識並びに地域別、産業別及び企業規模別の就業状況等を考慮して定められなければならない。

4 厚生労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるに当たつては、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴くほか、都道府県知事の意見を求めるものとする。

5 厚生労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めたときは、遅滞なく、その概要を公表するものとする。

6 前2項の規定は、勤労青少年福祉対策基本方針の変更について準用する。

(昭58法78・平11法160・一部改正)

(都道府県勤労青少年福祉事業計画)

第7条 都道府県知事は、勤労青少年福祉対策基本方針を参照して、当該都道府県における勤労青少年の福祉に関する事業の基本となるべき計画(以下「都道府県勤労青少年福祉事業計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 都道府県知事は、都道府県勤労青少年福祉事業計画を定めるにあたつて必要があると認めるときは、当該都道府県の区域内の市町村の長の意見をきくものとする。

3 前条第2項、第3項及び第5項の規定は都道府県勤労青少年福祉事業計画の策定について、同条第5項及び前項の規定は都道府県勤労青少年福祉事業計画の変更について準用する。この場合において、同条第五項中「厚生労働大臣」とあるのは、「都道府県知事」と読み替えるものとする。

(平11法160・一部改正)

第3章 福祉の措置

(職業指導等)

第8条 職業安定機関は、勤労青少年がその適性、能力、経験、技能の程度等にふさわしい職業を選択することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して雇用情報、職業に関する調査研究の成果等を提供し、勤労青少年の特性に適応した職業指導を行なう等必要な措置を講ずるものとする。

第9条 職業安定機関は、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、その就職後においても、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ、及び必要な指導を行なうことができる。

第10条 職業安定機関の長は、必要に応じ、勤労青少年が職業に適応することを容易にするため、勤労青少年その他関係者に対して、相談に応じ及び必要な指導を行なうことを当該業務について熱意と識見を有する者に委託することができる。

(職業訓練に関する啓もう宣伝等)

第11条 国、都道府県及び独立行政法人雇用・能力開発機構は、勤労青少年が職業に必要な技能(これに関する知識を含む。)を習得することを促進するため、勤労青少年その他関係者に対して、職業訓練に関する啓もう宣伝を行う等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(平11法20・平14法170・一部改正)

(職業訓練又は教育を受ける勤労青少年に対する配慮)

第12条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第27条第1項に規定する準則訓練又は学校教育法(昭和22年法律第26号)第4条第1項に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)の定時制の課程若しくは通信制の課程等で行う教育を受ける場合は、当該勤労青少年が職業訓練又は教育を受けるために必要な時間を確保することができるような配慮をするように努めなければならない。

(昭53法40・昭60法56・平3法79・平10法101・一部改正)

(勤労青少年福祉推進者)

第13条 事業主は、その雇用する勤労青少年が職場に適応することを容易にするため、事業場ごとに、必要な指導、相談、レクリエーション等の事項を担当する者(以下「勤労青少年福祉推進者」という。)を選任するように努めなければならない。

2 前項の事業場の範囲及び勤労青少年福祉推進者の資格に関する事項は、厚生労働省令で定める。

(平11法160・一部改正)

(余暇の有効活用)

第14条 国及び地方公共団体は、勤労青少年の勤労による疲労の回復とすこやかな成長に資するため、勤労青少年の勤労の余暇の有効な活用に必要なレクリエーションその他の事業が実施されるように努めるとともに、勤労青少年の健全なクラブ活動を援助する等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第4章 福祉施設

(勤労青少年ホーム)

第15条 地方公共団体は、必要に応じ、勤労青少年ホームを設置するよう努めなければならない。

- 2 勤労青少年ホームは、勤労青少年に対して、各種の相談に応じ、及び必要な指導を行ない、並びにレクリエーション、クラブ活動その他勤労の余暇に行なわれる活動のための便宜を供与する等勤労青少年の福祉に関する事業を総合的に行なうことを目的とする施設とする。
- 3 厚生労働大臣は、勤労青少年ホームの設置及び運営についての望ましい基準を定めるものとする。

(平11法160・一部改正)

(勤労青少年ホーム指導員)

第16条 勤労青少年ホームには、勤労青少年に対する相談及び指導の業務を担当する職員(以下「勤労青少年ホーム指導員」という。)を置くよう努めなければならない。

- 2 勤労青少年ホーム指導員は、その業務について熱意と識見を有し、かつ、厚生労働大臣が定める資格を有する者のうちから、選任するものとする。

(平11法160・一部改正)

第17条 削除

(平11法20)

第5章 雜則

(国の助言等)

第18条 国は、勤労青少年の福祉を増進するための事業を推進するために必要な助言、指導その他の援助を行なうよう努めなければならない。

(調査等)

第19条 厚生労働大臣は、勤労青少年福祉対策基本方針を定めるについて必要な調査を実施するものとする。

- 2 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、関係行政機関の長に対し、資料の提供その他必要な協力を求めることができる。
- 3 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し、都道府県知事から必要な調査報告を求めることができる。

(平11法160・一部改正)

(船員に関する特例)

第20条 船員職業安定法(昭和23年法律第130号)第6条第1項に規定する船員及び同項に規定する船員になろうとする者に関しては、第6条第1項、同条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)、同条第5項(同条第6項及び第7条第3項において準用する場合を含む。)、第7条第3項及び第19条中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第6条第4項(同条第6項において準用する場合を含む。)中「労働政策審議会」とあるのは「船員中央労働委員会」と、第13条第2項中「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」とする。

(昭58法78・平11法160・一部改正)

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

(平19法30・旧第1項・一部改正)

附 則 (昭和53年5月8日法律第40号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和53年10月1日から施行する。

附 則 (昭和58年12月2日法律第78号)

1 この法律(第1条を除く。)は、昭和59年7月1日から施行する。

2 この法律の施行日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれることとなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に關し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。

附 則 (昭和60年6月8日法律第56号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、昭和60年10月1日から施行する。

附 則 (平成3年5月21日法律第79号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

附 則 (平成10年6月12日法律第101号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月31日法律第20号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第12条から第49条までの規定は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(平成11年政令第275号で平成11年10月1日から施行)

○中央省庁等改革関係法施行法(平成11法律160)抄

(処分、申請等に関する経過措置)

第1301条 中央省庁等改革関係法及びこの法律(以下「改革関係法等」と総称する。)の施行前に法令の規定により従前の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為は、法令に別段の

定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関がした免許、許可、認可、承認、指定その他の処分又は通知その他の行為とみなす。

- 2 改革関係法等の施行の際現に法令の規定により従前の国の機関に対してされている申請、届出その他の行為は、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、改革関係法等の施行後の法令の相当規定に基づいて、相当の国の機関に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。
- 3 改革関係法等の施行前に法令の規定により従前の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされている事項で、改革関係法等の施行の日前にその手続がされていないものについては、法令に別段の定めがあるもののほか、改革関係法等の施行後は、これを、改革関係法等の施行後の法令の相当規定により相当の国の機関に対して報告、届出、提出その他の手続をしなければならないとされた事項についてその手続がされていないものとみなして、改革関係法等の施行後の法令の規定を適用する。

(政令への委任)

第1344条 第71条から第76条まで及び第1301条から前条まで並びに中央省庁等改革関係法に定めるもののほか、改革関係法等の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第995条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第1305条、第1306条、第1324条第2項、第1326条第2項及び第1344条の規定 公布の日

附 則 (平成14年12月13日法律第170号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第6条から第9条まで及び第11条から第34条までの規定については、平成16年3月1日から施行する。

附 則 (平成19年4月23日法律第30号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第143条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。